

広報

まっかり

2021

5

No.641

春の味覚
雪の下にんじんの収穫風景



笑顔でつなぐ
うるおいあふれる村
まっかり



5月号の主な内容

真狩村第6次総合計画の策定について
村の財政状況について
各課からのお知らせ

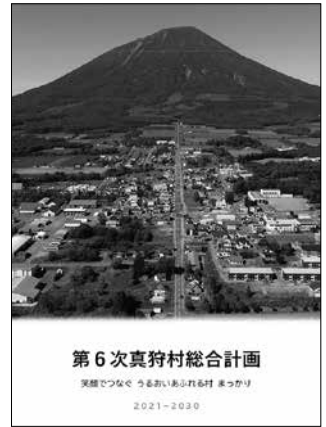
■発行／北海道虻田郡真狩村
〒048-1631
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162
<https://www.vill.makkari.lg.jp>
■編集／企画情報課企画情報係
■令和3年5月10日発行

第6次真狩村総合計画を策定しました

真狩村の今後10年間の村づくりの方向性を示す第6次総合計画を策定しました。日本全体で人口減少・高齢化が進み、自然災害の広域化・甚大化、さらには感染症の拡大など厳しい状況が続いています。

一方では情報通信技術の進展により、地方が抱える教育・医療・雇用などの格差問題解消のチャンスが生まれています。

このような社会情勢の中、「笑顔でつなぐ うるおいあふれる村 まっかり」をテーマに、新たな村づくりをスタートします。



【計画の構成】

令和3 (2021) 令和4 (2022) 令和5 (2023) 令和6 (2024) 令和7 (2025) 令和8 (2026) 令和9 (2027) 令和10 (2028) 令和11 (2029) 令和12 (2030)

基本構想 村がめざす姿（将来像）をはじめ、まちづくり全体の方向を示しています。

基本計画 基本構想で示した将来像の実現や方向に向けた取り組みを、各分野でどのように進めていくのかを示しています。

実施計画 基本計画で示した取り組み（施策）を具体的に進める手段として、事業をまとめています。

【策定の経過】

令和元（2019）年

- 9月 策定委員会を開催（以後、適宜開催）
- 11月 住民アンケート
真狩村に住む18歳以上の方から、年代のバランスをとったうえで1,000人に発送、345人から回答

〈各世代へのまちづくりインタビュー〉

- 9月から10月 ●真狩高校3年生
- 真狩中学校（3年A組）
- 老人クラブ真鶴会
- JA青年部
- 子育てサークル バンビの会



令和3（2021）年

- 2月9日 第1回審議会
- 2月25日 第2回審議会
- 3月4日 総務産業常任委員会
- 3月12日 第1回定例議会

〈移住・定住、起業についてのインタビュー〉

- 10月から11月 ●なみうち助産院
- hair & cafe life
- マッカリゲストハウス



〈まっかりみらい会議〉

- 令和元(2019)年から 第1回「むらの魅力について」
- 令和2(2020)年 第2回「魅力を活かしたまちづくり」
- 第3回「プロジェクトを動かそう」

広げよう 地域に根差した思いやり

私たち民生委員児童委員の合言葉です

民生委員児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活を送れるように応援します。
何か心配ごとがありましたら、民生委員児童委員にご相談ください。
民生委員の中には子どもを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。
真狩村には十人の民生委員児童委員がいます。
各地域の担当民生委員は、下記のとおりです。



山崎 秀一
見晴、緑岡、桜川、旭
真狩 12 班



久保田 美子
真狩 5・7・8・9・
10・13 班



長船 定一
光、共明、泉、美原
真狩 1 班



佐長 得幸
(民生委員協議会副会長)
錦 1・2・3・4・13 班



合田 浩二
(民生委員協議会会長)
豊川、加野、神里
川崎、真狩 14・15 班



漆原 千鶴子
主任児童委員・全村



橘 伸也
主任児童委員・全村



清水 貴則
錦 5・6・7・9・11・
12・14 班



横山 かおり
真狩 2・3・4・6・16 班



福田 恭子
社、富里、錦 8 班

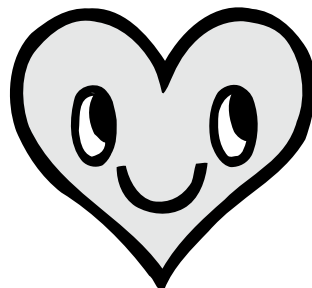
こんなときにご相談ください

暮らしのこと

- ・住まいに関すること
- ・近所付き合いに関すること
- ・生活費に関すること（職業や年金など）
- ・生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・遊び場、通学路などの危険個所に関すること
- ・公害や環境衛生に関すること

育児・教育のこと

- ・育児やしつけに関すること
- ・いじめや不登校に気づいたとき
- ・学校生活の悩みに関すること
- ・非行に関すること
- ・児童虐待に関すること



在宅生活に関すること

- ・毎日の介護で困っていること
- ・福祉サービスの利用に関すること（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど）
- ・施設利用に関すること（デイサービス、ショートステイなど）
- ・介護保険制度に関すること

家族関係のこと

- ・結婚、離婚に関すること
- ・親子関係に関すること
- ・扶養に関すること
- ・相続に関すること

その他の困りごと

- ・心身の疾病や障がいに関する相談等

お問合せ

住民課福祉係 ☎ 0136-45-3612

令和3年3月31日における

村の財政状況をお知らせします

村では、地方自治法に基づく「真狩村財政事情書の作成及び公表に関する条例」の定めるところにより、村の財政状況を公表することになっています。これは、村民の皆さんに、村の財政状況を知っていただくためのものです。

今回は、令和2年度（令和3年3月31日現在）の一般会計・特別会計の歳入・歳出予算の執行状況、財産・地方債・一時借入金の現在高について公表します。

令和2年度一般会計予算執行状況

令和3年3月31日現在（単位：千円）

◆歳入

款	予算現額	収入済額	執行率(%)
村 税	210,212	203,925	97.0
地方譲与税	45,845	47,152	102.9
利子割交付金	196	241	123.0
配当割交付金	470	589	125.3
株式等譲渡所得割交付金	500	722	144.4
地方消費税交付金	500	470	94.0
自動車取得税交付金	41,546	45,906	110.5
環境性能割交付金	3,145	3,137	99.7
地方特例交付金	377	2,021	536.1
地方交付税	1,443,152	1,443,152	100.0
交通安全対策特別交付金	1	0	0.0
分担金及び負担金	2,372	1,966	82.9
使用料及び手数料	113,035	110,356	97.6
国庫支出金	500,357	399,558	79.9
道支出金	151,671	129,569	85.4
財産収入	45,691	49,574	108.5
寄附金	34,010	33,755	99.3
繰入金	154,976	147,915	95.4
繰越金	90,785	90,785	100.0
諸収入	69,646	49,432	71.0
村 債	160,190	150,010	93.6
合 計	3,068,677	2,910,235	94.8

◆歳出

款	予算現額	支出済額	執行率(%)
議 会 費	32,485	32,248	99.3
総 務 費	335,501	208,077	62.0
民 生 費	638,607	497,346	77.9
衛 生 費	197,806	119,105	60.2
労 働 費	2,402	2,191	91.2
農 林 水 産 業 費	120,008	109,762	91.5
商 工 費	84,199	81,382	96.7
土 木 費	338,067	214,483	63.4
消 防 費	116,651	116,342	99.7
教 育 費	327,242	274,372	83.8
災 害 復 旧 費	1	0	0.0
職 員 給 与 費	564,682	549,246	97.3
公 債 費	310,026	307,052	99.0
予 備 費	1,000	0	0.0
合 計	3,068,677	2,511,606	81.8

◆歳入

◆歳出

各 会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	執行率 (%)	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率 (%)
国民健康保険事業特別会計	153,344	124,441	81.2	153,344	151,949	99.1
後期高齢者医療特別会計	34,917	21,687	62.1	34,917	32,523	93.1
国民健康保険診療所事業特別会計	22,016	0	0.0	22,016	21,940	99.7
簡易水道事業特別会計	223,103	69,603	31.2	223,103	220,547	98.9
公共下水道事業特別会計	113,448	52,903	46.6	113,448	104,704	92.3

村有財産の現在高

令和3年3月31日現在

■基金	(単位:千円)	■出資金	(単位:千円)
財政調整基金	236,623	北海道私学振興基金協会出資金	48
地域福祉基金	3,929	北海道農業信用基金協会出資金	1,000
減債基金	44,664	市町村職員福祉協会育英事業出資金	750
公共施設整備基金	176,251	北海道土地改良事業団体連合会出資金	100
真狩村ふるさと応援基金	38,698	ようてい森林組合出資金	4,050
羊蹄山自然公園整備基金	47,948	北海道国民健康保険団体連合会出資金	153
森林譲与税基金	1,546	株式会社真狩フラワー振興公社出資金	40,500
防災資機材等整備基金	1,000	地方公営企業等金融機構出資金	300
簡易水道事業特別会計基金	200	■備荒資金	(単位:千円)
国民健康保険事業特別会計基金	45,290	備荒資金組合納付金	236,689
土地開発基金(廃止)	0	■債権	(単位:千円)
■建物	(単位:m ²)	株式会社真狩フラワー振興公社分貸付金	17,500
行政財産	48,126	■有価証券	(単位:千円)
普通財産	3,324	北海道電力(株)株券	2,315
■土地	(単位:m ²)	北海道曹達(株)株券	140
行政財産	2,064,507	株式会社真狩フラワー振興公社株券	190
普通財産	4,190,649		

村債現在高

令和3年3月31日現在(単位:千円)

借入金	会計別					計
	一 般 会 計	国民健康保険事業 特 別 会 計	国民健康保険診療 所事業特別会計	簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	
政 府 資 金	2,127,885	436	84,835	754,658	143,660	3,111,474
地方公共団体金融機構	29,787	468		16,733	72,487	119,475
北海道信用金庫	482,115			6,400	193,522	682,037
計	2,639,787	904	84,835	777,791	409,669	3,912,986

一時借入金残高

令和3年3月31日現在(単位:千円)

北海道信用金庫

100,000

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	令和2年度 軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円+（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減



【令和3年度から】

所得が次の金額以下の世帯	令和3年度 軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）	5割軽減
43万円+（52万円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

■保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■年間保険料額の例（令和3年度）

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和3年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	増減なし
168万円	7割	32,000円	3,900円増
196.5万円	5割	73,700円	増減なし
220万円	2割	115,200円	増減なし

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	令和3年度	前年度比
80万円	夫妻	7割	15,600円	増減なし
			15,600円	
168万円	夫妻	7割	32,000円	3,900円増
			15,600円	3,900円増
225万円	夫妻	5割	105,000円	増減なし
			26,000円	
272万円	夫妻	2割	172,300円	増減なし
			41,600円	

令和3年度の保険料額は、6月に個別にお知らせいたします

お問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
真狩村役場住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612

児童手当についてお知らせ

中学校卒業までの児童を養育する方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

なお、公務員の方は勤務先から手当が支給されますので、勤務先で手続きしてください。

【申請の種類】

種類	内 容
認定請求	出生、転入等により新たに受給資格が発生したとき
額改定請求	第2子出生などにより対象児童に増減があるとき (中学校を卒業し、手当が減額になるときは不要です。)
変更届	村内で転居するときなど
受給理由消滅届	転出等により受給資格が消滅するとき (転出先の市町村で新たに認定請求が必要です。)
現況届	毎年6月 (所得等の状況を確認するため、6月上旬までに案内文を送付します。)

【支給額】

児童の年齢	児童手当（月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上～小学生	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円

【支給日】

支給日	支給対象月
6月10日	2月～5月
10月10日	6月～9月
2月10日	10月～1月

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額5,000円の支給になります。

※各月10日が土曜日、休日の場合はその前の平日になります。

お問合せ

住民課福祉係 ☎ 0136-45-3612



令和3年度 国民健康保険税のお知らせ

令和3年度の国民健康保険税が決定しましたのでお知らせします。

なお、国保税の納税通知書は6月21日頃発送予定です。 ※下線は令和3年度改正箇所

1 令和3年度国民健康保険税率

	0歳～74歳		40歳～64歳	合計
	①医療分	②後期高齢者支援分	③介護分	
前年所得に対して※所得割 ※※計算方法は、所得額-最大43万円(控除)で計算	<u>7.95</u> %	<u>2.55</u> %	<u>1.80</u> %	<u>12.30</u> %
国保一人当たり ※均等割	<u>25,794</u> 円	<u>8,441</u> 円	<u>8,234</u> 円	<u>42,469</u> 円
国保一世帯当たり ※平等割	<u>27,208</u> 円	<u>8,904</u> 円	<u>6,414</u> 円	<u>42,526</u> 円
賦課限度額	<u>630,000</u> 円	190,000 円	<u>170,000</u> 円	<u>990,000</u> 円

- 1 計算方法は、住民票上の1世帯単位ごとに行い、その世帯を構成している国保の方の所得及び人数に応じた計算になります。
国保税は原則、世帯主に課税されます。(国保に加入していない世帯主も含まれます。)
- 2 ①医療分と②後期高齢者支援分はすべての国保加入者について、計算します。
③介護分は、世帯内に40歳～64歳の方がいる場合に、①+②に上乗せされます。

Q	今回、国保税率が改定された理由は何ですか？
A	令和3年度の北海道に納める納付金が減少したため。(対前年比△20.2%減) 道の納付金は、町村ごとの所得、加入者数及び医療費に応じ、決定されています。 国保上の本村の所得の割合と、国保加入者数の割合が減少したことから、全道に占める本村の納付金割合が前年度より減少し、本村の税率を変更しています。また、道で均等割と平等割の賦課割合を変更したため、村も変更しております。

2 国民健康保険税の軽減制度

世帯の所得が一定基準以下の場合、国保税の一人当たり額(均等割)及び一世帯当たり額(平等割)が軽減されます。軽減に係る手続きは不要です。軽減対象世帯の納税通知書は、軽減後の税額でお知らせしています。(世帯に未申告者がいる場合、軽減適用されない場合があります。)

軽減割合	基準となる所得額 ※1	
7割軽減	世帯の所得の合計額が 43万円+10万円×(給与所得者等※3の数-1)	※1 世帯主(国保以外の世帯主も含む)、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額 ※2 被保険者及び特定同一世帯所属者の合計数 ※3 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方 ・給与等の収入金額が55万円を超える方 ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満、125万円(65歳以上)を超える方 特定同一世帯所属者とは？ 国保から後期高齢者医療に移行した方で、継続して国保世帯に加入している方。世帯主が変更になったり、後期移行前の世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。 ○その他、特定世帯軽減や被扶養者軽減がありますが、詳細は担当まで問合せ下さい。
5割軽減	世帯の所得の合計額が 43万円+ (28万5千円×被保険者数※2) +10万円×(給与所得者等※3の数-1) 以下	
2割軽減	世帯の所得の合計額が 43万円+ (52万円×被保険者数※2) +10万円×(給与所得者等※3の数-1) 以下	

お問い合わせ	真狩村役場住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612 真狩村役場税務課税務係 ☎ 0136-45-3611
--------	--



国民年金保険料について

国民年金保険料の金額

令和3年4月から令和4年3月分までの国民年金保険料は、「月額 16,610 円」です。

納付書は日本年金機構から送られます。口座振替やクレジットカードで納付する場合は、年金事務所または住民課戸籍年金係でお申し込みください。

口座振替がお得です

口座振替・クレジットカードによる1年前納および2年前納の新規申し込みは令和2年2月末で終了しましたが、6ヵ月前納（10月～翌年3月分）はまだ間に合います。口座振替で前納した場合、1,130円割引で、現金での前納より320円お得です。

早割（当月末振替の口座振替）も、50円の割引になります。

お問合せ

住民課戸籍年金係 ☎ 0136-45-3612



固定資産税についてお知らせとお願い

令和3年中に、新築、増改築をされた家屋は、令和4年度から固定資産税の対象となります。

なお、固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産（総称して「固定資産」といいます）を所有している人がその所在している市町村に納める税金です。

家屋の取り壊しなどは、1月1日が基準日となり、基準日以降に取り壊しても、課税の対象となります。

家屋とは？

建物の認定基準は、「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう」とされ、「外気分断性」「土地への定着性」「用途性」の3つを要件としています。

この3つの要件を総合的に判断し、家屋として認められる場合、建物の面積の大小に関係なく固定資産税が課税されます。

※家屋を新築した場合、税務課職員が調査に向かいます。

家屋の3つの要件とは？

1. 外気分断性

屋根、周壁により外気を分断しうる構造を備えていること。

2. 土地への定着性

建物とは、物理的に土地に固着しており、一定期間を過ぎれば解体してしまうようなものではなく、今ある状態で継続的に使用されること。

3. 用途性

建造物が家屋本来の目的（住居、作業、貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供し得る一定の利用空間が形成されている状態のこと。

家屋の新築・増改築・取壊しを行ったときは、税務課へ連絡をお願いします。



令和3年度固定資産縦覧のお知らせ

真狩村内に土地又は家屋を所有している固定資産税の納税者の方は、7月26日までの間、土地・家屋の固定資産課税台帳及び名寄帳の閲覧をすることができます。

課税台帳及び名寄帳には、その所在地・地目（家屋には種類や構造）・地積（家屋は床面積）・評価額・課税標準額等が記載されています。

◆縦覧期間 令和3年7月26日（月）まで

◆縦覧時間 午前9時から午後5時まで
（ただし、平日12時～13時
土・日・祝日除く。）

◆縦覧場所 真狩村役場税務課

お問合せ

税務課固定資産税係 (☎ 0136-45-3611)



建設課上下水道係からのお知らせです

■給水装置の新設、改造、修繕または撤去などをするときは

道路などに埋設してある、村で整備を行った配水管(水道本管)から分水して皆様のお宅等の蛇口までを「給水装置」といい、皆様個々(公営住宅等については村)の所有物になります。量水器(水道メーター)については村で8年ごとに更新します。

しかし、給水装置の新設や維持補修等については、村が指定した業者でなければ施工することができませんので、施工の際は「真狩村指定給水装置工事事業者」であるかをご確認のうえ依頼するようにしてください。(現在の指定業者は下表を参照)

なお、給水装置の新設または改造にあたっては、施工前の「設計審査」及び施工後の「工事検査」を受ける必要があります。排水設備の新設等を行う場合も同様です。上記工事に係る手続等は指定業者が行います。

また、上記の審査及び検査については、それぞれ手数料が掛かり、工事検査終了後に請求させていただきます。

●手数料一覧●

・給水装置工事設計審査手数料
3,000円

・給水装置工事検査手数料
3,000円

※排水設備を新設する場合も給水装置工事と同じく手続が必要であり、手数料がかかります。

・排水工事検査手数料
3,000円

■水道料金が普段より高いと感じたときは

水をたくさん使った心当たりが無いのに、水道料金が普段より高いと感じたときは、漏水(給水管、水抜栓の破損など)の疑いがあります!このようなことがありましたら、建設課上下水道係へご連絡願います。(漏水の箇所が分かっている場合は、直接、指定業者へ修理依頼しても構いません)指定業者が修理して、村に報告があった場合は、水道料金を減額することができます。

なお、給水装置は個々の所有物ですので漏水修理については、所有者負担となりますのでご承知願います。

漏水は、修理しないかぎり治まることは無く、漏水量はどんどん増えていき、皆様個々の使用水量が増大するだけでなく、下流域の皆様への配水量が少なくなるなどの悪影響を及ぼすこととなりますので、早急に修理しましょう。

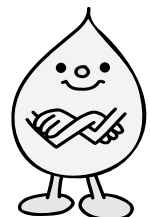
お問合せ

建設課上下水道係 ☎ 0136-45-3617

真狩村指定給水装置工事事業者一覧

会社名	電話番号
横山建設(株)	0136-45-2345
村上建設(株)	0136-45-2352
(株)高橋設備工業	0136-46-3103
(株)イトウ設備管工	0136-44-2083
(有)高山デンキ	0136-44-2938
(株)佐々木配管 ニセコ支店	0136-44-3750
梅澤設備工業(株)	0136-33-2278
(株)北海建業	0136-33-2139
(株)リビング梅田	0136-22-1582
本田興業(株)	0136-22-0198
野田ボイラー設備(株)	090-1645-5858
シモグチ配管	0136-57-6698
(有)長澤設備	0136-57-5503

会社名	電話番号
(株)進栄	0135-62-4564
(株)ゴウダ 虻田支店	0142-76-5254
(株)サガ工設備	0142-82-6334
(株)高橋配管設備	0135-22-5571
山吹商工(株)	0134-24-1717
(株)小島商事	0143-22-9091
三栄設備(株)	0143-45-4822
朝陽工業(株)	0144-68-2855
(株)コスモテック	011-398-8340
日南産業(株)	011-786-7111
(有)丸雄設備	011-789-5021
(株)溝淵建設	011-774-2754
(有)水工社	0123-72-5283





兼松消防団長が勇退され、新消防団長に上戸鎖副団長が就任

令和3年3月31日付で兼松良信消防団長が勇退されました。

兼松団長は昭和45年に入団、平成29年4月からは消防団長として51年2カ月にわたり村民の生命と財産を守るため、団員の指導や育成、火災予防啓発など消防団活動に尽力されました。

永きにわたるご尽力に、心より感謝申し上げます。



4月1日付で新消防団長に上戸鎖正氏が就任され、役場にて岩原村長より辞令書が手渡されました。



令和3年消防職団員表彰受賞者

令和2年度の受賞者は、下記のとおりです。(敬称略)

◆北海道知事表彰

永年勤労章(30年)
萬年 博文(団員)
秋山 秀敏(団員)

◆真狩村長表彰

勤続表彰(20年)
加藤 久靖(団員)
佐藤 寛幸(団員)
勤続表彰(10年)
藤川 淳(団員)

◆北海道消防協会会長表彰

勤続表彰(20年)
加藤 久靖(団員)
佐藤 寛幸(団員)
勤続表彰(10年)
藤川 淳(団員)
山本 貴士(真狩支署)

◆北海道消防協会後志地方

支部倶知安分会長表彰
勤続表彰(35年)
気田 元智(分団長)
勤続表彰(15年)
平野 慎(団員)



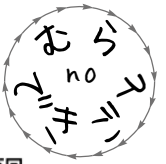
春の火災予防運動



「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」を統一標語に、令和3年4月20日から30日までの11日間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されました。空気が乾燥し、強い風が吹くこの季節は火災が発生しやすくなります。

火の取扱いには十分注意して、火災の発生を未然に防ぎましょう。

引き続き、火の用心をお願いします。



QRコードのある記事は、ブログでも紹介しています



3 / 31 雪の下にんじんの収穫



3月下旬から真狩村の春の味覚「雪の下にんじん」の収穫が本格化し、村内各所の畑で収穫風景が見られました。

どの農家さんも、ご家族、パートさん総出で和気あいあいと作業を進められ、手際よくにんじんを掘り出していました。



4 / 2 農業後継者承認式



令和3年度の真狩村農業後継者承認式を行い、2名の方に承認書を授与しました。

武田直幸さん(字光)は「初心を忘れず、父や村に貢献できるよう頑張ります。」、佐々木佑樹さん(字見晴)は、「大学で学んだことを生かしながら、自分のやりたいことにも挑戦したいです。」と抱負を述べていました。



4 / 7 春の交通安全運動



4月6日から15日までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されました。

子どもたちの登校時間に合わせ、早朝から交通安全指導員の皆さんらによる街灯啓発と、スクールガードの方々による子どもたちの見守り活動を行いました。

ドライバーの皆さん、引き続き安全運転をお願いします。



4 / 23 今年も元気にこいのぼり!



今年も村づくり研究会と有志の皆さんが、真狩川にこいのぼりをあげました。

羊蹄山をバックに、元気に泳ぐこいのぼりを、毎年楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。

カメラやスマートフォンを手に、早速足を止め写真を撮っている方がいらっしゃいました。



道の駅に発電機が寄贈されました

(一社)日本道路建設業協会(以下、道建協)北海道支部様より、道の駅真狩フラワーセンターに発電機を寄贈していただきました。

道建協では社会貢献活動として、道の駅の災害時の防災機能を強化するため保有率100%を目指して発電機を寄贈する活動を行っています。停電時の補完電源として活用させていただきます。ありがとうございました。



▲御保内小学校(4/6)



▲真狩小学校(4/6)



入学 おめでとうございます!



▲真狩高校(4/8)



▲真狩中学校(4/7)

村の話題を毎日お伝えします!
小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ
(<https://www.vill.makari.lg.jp/>)
から、クリックして
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報
真狩村 Facebook ページ



「真狩村学校支援地域本部事業」のお知らせ

学校支援地域本部事業は、児童・生徒の健やかな成長を育むため、保護者、地域住民、関係機関・団体等が連携し、地域全体で学校を支援することを目的に、全国各地で様々な取組みを行っています。

本村においても、事業の推進母体となる「まっかりスクールサポートセンター（通称：MSC）」を平成24年度に設置し、本の読み聞かせや図書室整備などの読書活動支援や、総合的な学習に対する学習支援活動、子どもの安全確保・見守り活動（スクールガード、子ども110番の店）など、学校での様々な活動等に対し、多くの地域住民にご支援をいただいております。

本活動の趣旨にご賛同いただき、学校支援ボランティアとして活動して頂ける方は、学校支援ボランティアの登録及びボランティア活動保険の加入が必要となりますので、教育委員会社会教育係（☎0136-45-3336）までご連絡願います。

また、MSCの実行委員会については、令和4年度導入予定のコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の組織体制と関連し再編が必要なことから、コミュニティ・スクールの組織体制が整備されるまで、一時休止としております。



お問い合わせは教育委員会へ
TEL45-3336, FAX45-3338



高校体育館一般住民開放について

教育委員会では体育・スポーツ活動の場を提供する「一般住民開放」を、高校体育館にて実施しています。これは様々なスポーツの普及と健康増進・体力づくりを目的に開放しているものです。

村民の方はどなたでも利用できますが、未成年の方は必ず保護者の了解を得てから利用してください。

なお、5月から10月の開放時間は次のとおりです。

毎週土曜日 午後7時～午後9時



新型コロナウイルス感染症対策に係る公民館利用者へのお願い

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。（公民館正面入口にアルコール消毒液を置いておりますので、ご使用ください。）
- ・使用済みスリッパは元に戻さず、コンテナへ入れてください。
- ・使用中は部屋を換気してください。（ドアや窓を開けるなど）
- ・使用後の部屋で使用した物品（テーブルやイス等）の消毒をしてください。（消毒セットは事務所にあるので、使用前又は使用後にお申し出ください。）

これまで同様、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



図書室の新しい本

「不可逆少年」 五十嵐律人

若き家庭裁判所調査官・瀬良真昼。どんな少年も見捨てない。そう決めて彼らと向き合ってきたはずだった。

しかし、狐面の少女が犯した凄惨な殺人事件を目の当たりにして、信念は大きく揺らぐ。不可解なことに、被害者は全員同じ高校に縁のある人々だった。被害者遺族の男子高校生を担当する真昼は、思わぬ形で事件の真相に迫る・・・



「モンテッソーリ教育が教えてくれた「信じる」子育て」モンテッソーリ教師あきえいやなことがあると癩癩を起す、進んで行動しにくい、片づけられない、素直に謝れない…大丈夫です。

子どもはみんな「自ら育つ力」を持っています。大人のかかわり方で子どもは変わる。子育てで本当に大切にしたいこと。「こんなとき、どうすればいいの？」に答えます！

◆◆◆ 文芸 ◆◆◆

「この本を盗む者は」 深緑野文【著】
 「お探し物は図書室まで」 青山美智子【著】
 「自転しながら公転する」 山本文緒【著】
 「犬がいた季節」伊吹有喜【著】

◆◆◆ 絵本・児童書 ◆◆◆

「コングラガッチどっちにすすむ？の本」 ユーフラテス
 「ドラえもん探検ワールド 日本語のひみつ」
 藤子・F・不二雄【まんが】/藤子プロ/山本真吾【監修】
 「猫ピッチャー〈11〉」 そにしけんじ【著】
 「あかいしろくま」 柴田ケイコ【作・絵】
 「まんまんぱっ！」 長野麻子【作】/長野ヒデ子【絵】
 「おしりダンディザ・ヤング おたからはおれにまかせろ！」トロール/はらはらロビンソン/きくちあきひろ【著】

◆◆◆ その他 ◆◆◆

「ヤングジャンプコミックス ゴールデンカムイ〈21・22〉」 野田サトル
 「ホットプレートひとつでござろうではんができちゃった100」 黄川田としえ【料理】/主婦の友社【編】
 「スマホ脳」ハンセン,アンデシュ【著】/久山葉子【訳】
 「子どもが育つ魔法のことば 世界中の親が共感した子育ての知恵100」
 ノルト,ドロシー/ハリス,レイチェル【著】/石井千春【訳】
 「「みんなの学校」流自ら学ぶ子の育て方 大人がいつも子どもに寄り添い、子どもに学ぶ！」 木村泰子【著】
 「人生を変える33の質問 自分らしく生きるためのワークブック」 ワタナベ薫

公民館図書室だより



■開館 火～金曜日

午前9時～午後9時

土・日曜日・祝日

午前9時30分

～午後6時

■貸出 1人10冊、14日間

※図書室に係が不在時は、教育委員会事務局へお越しください。

先日、本屋大賞 2021 の大賞が発表されました。ベスト10を図書室にも置いてありますので、全国の書店員が売りたい！という本を、ぜひ借りに来てください！

また、MOE 絵本屋さん大賞も発表され、こちらもベスト10を置いてありますので、人気の絵本をチェックしてみてください。

そのほか図書室にない本でも、リクエストカードを用意していますので、借りたい本を書いてリクエストしてください。(対応できない場合もあります)



おすすめの本

「新世界」

西野亮廣



日常生活で最も使う「お金」という道具について、学校では教えてもらえない「お金の集め方」と「お金の使い方」について。物々交換から始まったひとの経済活動は、紙幣から現代のクレジットカード、電子払いなどへ変化している。

子どもも大人も嘘をつかずに人から信用されることが大事。発せられる言葉の数に限りがあるとしたら、あなたは大切な人にどんな文字を贈りますか。

強制的に生活の変化が起きた1年を過ぎた今、これからの時代の流れについて考えたい一冊です。



新型コロナワクチン接種について

高齢者のワクチン接種を開始します

令和3年度中に65歳に達する方（昭和32年4月1日以前生まれ）で、接種を予約された方から接種を開始します。

接種当日のおねがい

- 肩を出しやすい服装で受診してください。（上腕に接種します）
- 発熱や体調不良の場合は、接種を控えてください。
- 予約時間や予約日に受診できなくなった場合は、必ず野の花診療所（☎0136-48-3270）にご連絡ください。
- 予約の変更、当日キャンセルの場合は、改めて予約をお願いします。



ワクチン接種のシュミレーションを行いました。

接種当日の持ち物

- ① 新型コロナワクチンの予診票 ※個別にお送りしている予診票を事前にご記入ください。
- ② 各健康保険証
- ③ おくすり手帳（服薬中の方） ※忘れた場合、接種できません。

基礎疾患のある方は、事前にご確認ください

基礎疾患のある方とは、次のいずれかにあてはまる方です。基礎疾患のある方は、高齢者の次に接種が開始される予定です。準備ができ次第、ご案内します。

接種が始まるまでの間、受診する機会に、事前にかかりつけ医に接種可能かをご確認ください。

1. 以下の病気や状態の方で、通院 / 入院している方

- | | |
|--|---|
| 1 慢性の呼吸器の病気 | 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 |
| 2 慢性の心臓病（高血圧を含む。） | 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） |
| 3 慢性の腎臓病 | 11 染色体異常 |
| 4 慢性の肝臓病（肝硬変等） | 12 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） |
| 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病
または他の病気を併発している糖尿病 | 13 睡眠時無呼吸症候群 |
| 6 血液の病気
（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） | 14 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） |
| 7 免疫の機能が低下する病気
（治療中の悪性腫瘍を含む。） | |
| 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている。 | |

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

※ BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

※ BMI 30の目安：身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

発信★子育て支援情報

真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」



- ◆時間
月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
・あそびのひろば 10：00～16：00
・子育て相談 8：45～17：30
- ◆場所 真狩村字真狩 49-1
- ◆連絡先 TEL45-2181 FAX45-3528
e-mail sien_yuyu@vill.makkari.lg.jp

子育て支援センターゆうゆうの様子

今年は雪が多かったですが、思ったより雪解けが早く、春を感じる季節になりました。

ゆうゆうでは、保育所に入所する子もいて、若干利用者が少なくなりましたが、一時預かりのお友達が多くなり、泣いたり笑ったりしながら遊びを楽しんでいます。

今年度もしばらくは村内在住の方に限らせていただきながら、運営していく予定です。引き続きマスクの着用・消毒・ソーシャルディスタンスを保ちながら楽しく過ごしてほしいと思います。



◆これからの予定◆

子育て講座
「女性の身体の変化と
上手なメンテナンス」
日時：5月27日（木）午前10時
場所：真狩村保健福祉センター
状況によっては変更になる場合があります

※詳細は、ゆうゆうへ
お問い合わせください。

3/31「お母さんが知
っておいた方がいい母
乳育児」講座開催
～母乳育児に関して学
ぶことができ、大変良
かったです！



●子育てメモ おもちゃであそぼう 「木琴」（対象年齢：2歳～）



魚の形をしているかわいい木琴で、棒で叩くと
色々な音が出てきて楽しくなります。

●おすすめ絵本 「かぶさんとんだ」（対象年齢：2歳～）



五味太郎さく 福音館書店
とっても天気の良いある日、あかかぶさんと
しろかぶさんがまどから飛び出して空を飛んで
いきます。想像がどんどんふくらむ愉快的絵本
です。

真狩村人事

よろしくお願ひします
 新人です(4月1日付採用)

住民課保健係保健師

白川 えり香



住民課介護係

須永 柁一郎



総務課総務係

半澤 樹麻



真狩村議会事務局庶務係兼議事係兼職真狩村監査委員書記

三本 拓也



行政相談員が委嘱

令和3年4月1日付で、次の方が総務大臣から行政相談員に委嘱されました。

遠藤 美也子

真狩村字真狩44番地37

☎ 0136・45・2764

行政相談員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆さまから、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言などを行っています。

相談は無料で、秘密は厳守します。
 お気軽にご相談ください。



自衛官募集説明会のご案内



説明種目	日時	場所	備考
一般曹候補生 自衛官候補生	6月6日(日) 10:00~15:00	札幌地方協力本部 倶知安地域事務所	※左記の日時以外での説明会をご希望の方は別途調整を承ります。
	6月13日(日) 10:00~15:00		
	6月20日(日) 10:00~15:00		

お問合せ

倶知安地域事務所 ☎ 0136-23-3540

お知らせ

詳しくは関係機関に
お問い合わせください

令和3年度の自動車税の納期限について

5月31日(月)が納期限です。

自動車税は毎年4月1日現在に自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。

コンビニ・クレジットカード(インターネット利用のみ)でも納税できます。

5月6日に納税通知書を発行しますので、納期限までに納税をお願いします。

納税通知書が届かない方や、納税についてお問い合わせがある方は左記までご連絡ください。

岡後志総合振興局税務課

☎0136・23・1331

新規学校卒業者の採用準備を始めませんか?

令和4年3月新規高等学校卒業者の求人、6月1日から受付を開始します。

新規学校卒業者の多くは地元での就職を希望しています

が、地元企業の求人申込の遅れから、多くの若い人材が地元を離れて就職しています。

早期に採用計画を立て、ハローワークへ求人申込されま

すようお願いいたします。また、新規学校卒者用求人は既卒者の応募可能とすることもできます。卒業後3年以内の方が「新卒枠」で応募できるようご検討願います。

なお、新規高等学校卒業者の選考開始等の日程は右記のとおりです。

■新規高等学校卒業者の選考日程等

○求人受付開始 6月1日

○求人公開開始 7月1日

○推薦(紹介)開始 9月5日

○選考・採用内定開始 9月16日

岡ハローワーク岩内

☎0135・62・1262

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

①就労が認められる在留資格であること。

②雇い入れ、離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。

③労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

岡小樽労働基準監督署 俱知安支署

☎0136・22・0206

消費者ホットライン

188(いやや!)

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消

費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「お試し購入のはずが定期購入契約になってしまった」などの消費者トラブルや、「新型コロナウイルス」が接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた」などの新型コロナウイルスに関連したトラブル、「豪雨で雨漏りし修理してもらった

たがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか? そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

まちの事件簿

～地域安全ニュース～

交通事故

- ・3月4日、道道において車両3台が絡む衝突事故が発生しました。
- ・3月10日、道道において車両同士の追突事故が発生しました。

3月末交通事故発生状況

区分	年別	3年	2年
人身		1件	0件
物損		23件	13件
死者		0名	0名




真狩村防犯協会・俱知安警察署



消費者ホットライン 188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

人の動き

こんにちはよろしく	いつまでもお幸せに	ご冥福をお祈りします	世帯と人口 (4月27日現在)
<p>真狩 廣瀬 志磨 3/25 (正幸)</p> <p>泉 渡邊 心湊 4/1 (浩之)</p> <p>泉 渡邊 日翔 4/1 (浩之)</p>		<p>共明 山形 初子 4/1 (99歳)</p> <p>見晴 福田 利明 4/6 (90歳)</p> <p>真狩 高橋 良一 4/8 (80歳)</p> <p>桜川 下 雅子 4/22 (75歳)</p>	<p>前月末比</p> <p>世帯 966戸 (+16)</p> <p>人口 1,996人 (+12)</p> <p>(男) 1,007人 (+10)</p> <p>(女) 989人 (+2)</p>

行政への苦情は行政相談委員へ

行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

真狩村行政相談委員 遠藤美也子
真狩村字真狩 44 番地 37 (TEL45-2764)

ご利用ください

ようてい地域消費生活相談窓口

相談専用電話 0136-44-1600

平日 午前8時40分～午後5時15分

悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務企画課総務係でも相談できます。)

しりべし弁護士相談センター

後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

5月の相談日程

12日(水)・19日(水)・26日(水)

6月の相談日程

2日(水)・9日(水)・16日(水)・22日(火) 30日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時～午後4時
- 電話 0135 (62) 8373

「ひこうき雲とこいのぼり」
撮影：伊藤有一さん



広報まっかりでは、村内の四季や畑の様子などの日常を切り取った写真を募集しています。

【お問合せ・投稿】企画情報課企画情報係
✉ kikaku@vill.makkari.lg.jp

ふるさと文藝

春彼岸陽射しも暖か雪解けて
家の前庭小さな小川
大廣キヨノ

コロナ禍政府と自治体連携し
自粛解除待ち遠しいね
谷口安佐子

狭き庭囲木はずせば広々と
花芽に気づく春の草花
氣田 シナ

日常の「常」が変わったこの一年
変わった「常」が日常となり
仁司 雅子

お兄ちゃんパンツになったと自慢する
オムツ取れた日花丸記念日
筒井 淑子

百一歳介護の身でも親は親
いつまでたっても子供心配
池田 チセ

マスクして吐く息凍る睫毛まで
掻くどか雪にかじかむ指先
池田 清美



●この印刷物は、環境に配慮して、印刷には植物油インキを使用しています。